

## ○紀南地方老人福祉施設組合長期継続契約に関する条例

〔平成28年11月29日〕  
〔 条 例 第 1 号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、紀南地方老人福祉施設組合（以下、「組合」という。）が締結する長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の借入れ及び保守に関する契約
- (2) 組合の施設の保守及び維持管理業務に関する契約
- (3) 情報システムの運用及び管理に関する契約
- (4) 前各号に定めるもののほか、年間を通じて役務の提供を受ける必要があるものと管理者が特に必要と認める契約

（契約期間）

第3条 前条の規定による長期継続契約の契約期間は、5年以内とする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成28年11月29日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までになされた契約は、この条例によりなされたものとみなす。